

山陽小野田市水道局電子入札実施要領

令和 7 年 1 月 1 日

山陽小野田市水道局内規第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山陽小野田市水道局（以下「局」という。）が電子入札システムにより行う入札手続について、法令及び他の要綱、要領等に定めるもののほか、必要な事務手続を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 局が行う調達案件の登録から落札者決定までの入札手続を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより行う入札手続をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により行う入札手続をいう。
- (4) 電子くじ 落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応しているものをいう。
- (6) 電子ファイル 電子入札等において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- (7) 閉庁日 山陽小野田市の休日を定める条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。

(対象案件)

第 3 条 電子入札の対象となる案件は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が電子入

札で行う旨を指定した案件（以下「対象案件」という。）とする。

（利用者登録）

第4条 電子入札システムを利用して入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、取得したＩＣカードを使用して、あらかじめ電子入札システムにおいて利用者登録を行わなければならない。

2 前項の規定により登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

（ＩＣカードの名義）

第5条 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、山陽小野田市水道局建設工事等競争入札参加者の資格審査等要綱（山陽小野田市水道局内規第44号）第4条に規定する有資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者（受任者が権限を委任されている場合には、当該受任者）（以下「代表者等」という。）名義のＩＣカードに限る。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が電子入札システムを利用する場合は、共同企業体の代表構成員が電子入札システムに登録しているＩＣカードを使用するものとする。

3 代表者等に変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更の内容を反映したＩＣカードを取得し、前条第1項の手続を行わなければならない。

（ＩＣカードの不正使用）

第6条 入札参加者がＩＣカードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札参加者は、当該入札に参加する資格を失う。

2 管理者は、ＩＣカードを不正に使用した者については、不正又は不誠実な行為として指名停止等の措置の対象とすることができる。

（案件登録）

第7条 管理者は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。

（公募型指名競争入札等の参加申請等）

第8条 公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札（以下、「公募型指名競争入札等」という。）である対象案件に参加しようとする者は、電子入

札システムにより技術資料を提出しなければならない。

- 2 資料として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量（おおむね３メガバイト）を超える場合には、資料に代えて技術資料等紙提出届（様式第１号）を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び必要な資料を持参により提出するものとする。
- 3 共同企業体に対象案件に参加するときは、技術資料提出画面で共同企業体の名称等の必要な事項を入力するものとする。
- 4 管理者は、第１項の指名競争入札参加申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより技術資料受付票を発行するものとする。
- 5 管理者は、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより、公募型指名競争入札等に参加しようとする者に対し指名通知書又は非指名通知書を発行するものとする。

（指名競争入札参加者への通知等）

第９条 管理者は、指名競争入札である対象案件の場合は、電子入札システムにより指名通知書を発行するものとする。

- 2 指名通知を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。
- 3 管理者は、受領確認ができない者には、必要に応じて、書面による通知書を発行するものとする。

（建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式の技術資料の提出）

第１０条 対象案件が建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式であるときは、入札参加者は、指名通知書を受信後、指定された日までに電子入札システムにより技術資料を提出しなければならない。

- 2 資料として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量（おおむね３メガバイト）を超える場合には、技術資料に代えて技術資料等紙提出届を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術資料を持参により提出するものとする。

（入札書の提出）

第１１条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない

らない（第 15 条の規定により紙入札での入札参加を認められた者を除く。）。）。。

- 2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する 2 日以上とする（閉庁日を除く。）。。

（入札の辞退）

第 12 条 入札参加者が入札を辞退する場合には、入札書提出締切日時前において、電子入札システム又は書面により辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を失格したものとして取り扱う。

- 2 入札書提出後は、辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の調達案件を落札したことにより、技術者を配置できない等の特別な事情がある場合は、開札前に書面により辞退届を提出することができる。

（工事費内訳書の提出）

第 13 条 入札時に工事費内訳書の提出が必要な場合は、電子入札システムにより工事費内訳書を提出しなければならない。

- 2 工事費内訳書として添付する電子ファイルの容量が添付可能な容量（おおむね 3 メガバイト）を超える場合には、工事費内訳書に代えて工事費内訳書紙提出届（様式第 2 号）を添付して送信した後、入札書受信確認通知及び工事費内訳書を持参により提出するものとする。

（添付資料の取扱い）

第 14 条 電子入札システムにより添付資料を提出する場合は、原則 PDF ファイルとし、複数の電子ファイルを圧縮して提出する場合は、ZIP 形式によるものとする。

- 2 添付資料を持参する場合の提出期間は、電子入札における提出期間と同一とする。

（紙入札）

第 15 条 紙入札での入札参加を希望する者は、紙入札参加承認願（様式第 3 号）を管理者に提出し、原則として次の各号の期限までに承認を得るものとする。なお、紙入札については、入札書（様式第 4 号）を提出するものとする。

- (1) 公募型指名競争入札等による対象案件において、第8条第1項に規定する電子入札システムによる指名競争入札参加申請書の提出ができない場合は、申請書等の提出期限まで（閉庁日を除く。）
 - (2) 公募型指名競争入札等による対象案件において、第8条第5項に規定する指名通知書を受領後、電子入札システムによる入札が行えなくなった場合は、入札書提出期限まで（閉庁日を除く。）
 - (3) 指名競争入札による対象案件において、第9条第1項に規定する指名通知書を受領後、電子入札システムによる入札が行えなくなった場合は、入札書提出期限まで（閉庁日を除く。）
- 2 管理者は、紙入札参加承認願が提出されたときは、ＩＣカードの名義人変更時、システム障害等その他やむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での入札参加を認めることができるものとする。
- 3 紙入札による手順は、別に定めることとする。
- (入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) ＩＣカードの不正使用等をした者が行った入札
- (2) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等のＩＣカードを使用した入札
- (3) その他不正の目的をもってＩＣカードを使用した入札
- (4) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札
- (5) 電子入札における紙入札の手順に違反した入札
- (6) 工事の入札時に工事費内訳書の提出がされていない入札
- (7) 工事の入札時に提出された工事費内訳書に不備のある入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第17条 管理者は、事前に設定した開札日時に、電子入札システムにより開札するものとする。

- 2 管理者は、紙入札による参加者がある場合は、2名以上の職員を立ち会わせて、開札処理の開始前に、提出された入札書の入った封筒を開封し、入札金額及びくじ入力番号等を電子入札システムに登録するものとする。

- 3 前項に定める場合を除き、開札時の総務課職員以外の者の立会いは、原則として認めないものとする。ただし、総務課長が立会いを認めた者については、この限りでない。

(電子くじ)

第18条 落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2人以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 紙入札による参加者が、くじ入力番号を記入しなかった場合、若しくはくじ入力番号が判別できない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」のくじ入力番号を選択したものとみなす。

(再度入札)

第19条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知しなければならない。ただし、再度の電子入札に参加できない者を除くものとする。

- 2 再度入札の入札書の提出締切日時及び開札日時は、原則として前回の入札の開札日の翌日（閉庁日を除く。）以降の管理者が定める時刻とする。

- 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、前2項の規定を準用する。

(落札決定の保留)

第20条 管理者は、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留し、入札参加者へ通知するものとする。

(システム障害等)

第21条 管理者は、電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を紙入札に変更すること等の適切な処置をとるものとする。

- 2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する入札案件から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 9 月 3 0 日までに開札をする入札については、第 1 5 条第 2 項の規定にかかわらず全ての紙入札での入札参加を認めるものとする。ただし、同条第 1 項に定める承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。